天理市コミュニティバス車両広告掲載要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、天理市有料広告掲載に関する基本要綱（以下「要綱」という。）に基づき、天理市コミュニティバスいちょう号（以下「コミュニティバス」という。）を広告媒体として、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

（広告の範囲）

第２条　コミュニティバスに広告を掲載できるもの及び広告の内容等は、要綱及び天理市有料広告掲載に関する基準に定めるところによる。

（広告の掲載位置等）

第３条　広告の掲載位置及び規格等は、別表のとおりとする。

（広告掲載期間）

第４条　広告掲載期間は、月の初日から末日までを１月とする単位で、原則、１箇月とする。ただし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、複数月の掲載を妨げない。

２　前項の掲載期間は、コミュニティバスの運行計画上の運休日を含むものとする。

３　コミュニティバス車両が車検、修理及び事故等により、代替車両による一時的な運行を行っている場合は、広告掲載期間であっても掲載は行わないものとする。

（広告の掲載申込手続等）

第５条　広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、コミュニティバス車両広告掲載申込書（様式第１号）又は継続の申し込みにあっては、コミュニティバス車両広告継続掲載申込書（様式第２号）に掲載を希望する広告の原稿案を添えて、天理市市長公室総合政策課（以下「総合政策課」という。）に提出するものとする。

２　前項に規定する広告の原稿案を作成する費用は、広告主の負担と

する。

（広告掲載の決定等）

第６条　総合政策課は、前条の規定により提出を受けた広告の原稿案について疑義が生じた場合は、要綱第９条に定める有料広告審査会による審査に附し、掲載の可否を決定し、コミュニティバス車両広告掲載決定通知書（様式第３号）により広告主に対して通知するものとする。この場合において、広告主、広告の内容等が要綱等に違反し、又は違反する恐れがあると認められる場合は、広告主に広告内容の修正等を求めることができる。

２　広告主は、前項後段の規定による修正等の求めがあったときは、速やかに対応しなければならない。

３　広告掲載の申込みが予定する枠数を超える場合等においては、原則として次の順位により、広告掲載を行う広告主を選定するものとする。ただし、これにより難い事情がある場合は、この限りでない。

⑴　公社、公団、公益法人その他これらに類するもの

⑵　公共的性格のある企業、事業者等で、市内に事業所等を有するもの

⑶　前号に規定するもの以外の企業、事業者等で、市内に事業所を有するもの

⑷　その他の企業、事業者等

４　前項の規定により選定を行う場合において、同順位のものがあるときは、掲載希望月数の多いものを優先することができるものとする。

（広告掲載料）

第７条　広告掲載料は、別表のとおりとする。

２　前条により、広告掲載決定通知を受けた広告主は、掲載決定後、市長が指定する期日までに一括納付するものとする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。

３　広告の作成、取付け、維持補修費用並びに広告の掲載期間が終了

したとき及び掲載を取り消したときの撤去・処分、 その他コミュニティバスに掲載する広告にかかる費用は、広告主が負担するものとする。

４　既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、特に必要があると認められるときは、この限りでない。

(広告内容等の変更)

第８条　広告主は、コミュニティバス車両広告掲載内容に変更があったときは、コミュニティバス車両広告申込内容変更届（様式第４号）により、総合政策課に届け出なければならない。

(広告主の責任等)

第９条　広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。

２　天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に運行受託事業者の責めに帰すべき事由により広告物の破損等が生じた場合は、運行受託事業者の負担により原状に復するものとする。

３　市は、天災その他の市の責めに帰することが出来ない非常事態が発生し、コミュニティバスへの広告掲載ができなかったときは、その責めを負わない。

(その他)

第10条　この要綱に定めるもののほか、コミュニティバスへの広告の掲載に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成２７年１１月１７日から施行する。

附則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和３年３月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和４年３月１日から施行する。

別表　（第３条、 第７条関係）

掲載位置		箇所数	規　格 （縦×横・㎜）	広告料 （税抜月額）
車　内 広　告	運転席後部ポスター	2	364×515	１枠あたり １，　５００円
	窓 上 部 ポスター	3	364×515	１枠あたり １，　０００円
車　外 広　告	左側面　戸袋窓ステッカー	1	800×600	５，　０００円
	右側面　戸袋窓ステッカー	1	200×1,050	２，　０００円

※　上記料金とは別に、 広告作成費用及び広告取付 ・ 撤去にかかる費用は、
全額広告主の負担となる。